

議第32号

京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市文化会館条例の一部を改正する条例

京都市文化会館条例の一部を次のように改正する。

第5条中「文化会館（）」の右に「京都市東部文化会館,」を加える。

別表第2備考以外の部分中

1,000	1,200	1,400
2,400	3,200	3,600
1,000	1,200	1,400
1,800	2,400	2,700
1,000	1,200	1,400
2,400	3,200	3,600

を

1,200	1,400	1,600
2,800	3,700	4,100
1,200	1,400	1,600
2,100	2,800	3,100
1,200	1,400	1,600
2,800	3,700	4,100

に改め、同表駐車場（1時間までごと）の

項中「1時間」を「30分」に改め、同表備考6中「つど」を「都度」に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る文化会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案理由

利用料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。